

# 足立区職員措置請求監査結果

(足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金の支出に関する件)

令和元年11月

足立区監査委員

請求人の記載は、個人情報保護により区内法人としています。

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

区内法人

### 2 請求書の提出

令和元年9月13日

### 3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和元年9月25日に受理の決定を行った。

### 4 請求の内容

請求人が提出した「措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

ア 現在、足立区は朝鮮学校を含む外国人学校の保護者に対して、足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金を支給しており、平成30年度の支給額は朝鮮学校分のみで合計9,810,000円である。

イ 東京都の小池百合子知事は、「拉致問題(主権の侵害)などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない」旨の方針を公表した。

ウ 憲法94条や地方自治法14条1項では、条例は「法律の範囲内で」制定できると規定されており、当該法律には内閣の政令や省庁の規則も含まれるとされ、その範囲を超える条例は無効になる。

エ 文部科学省は大臣名で通達を出しており、当該通達に従った「再検討」が各自治体に義務付けられている。従前どおり足立区が補助金を交付し続けるのであれば「再検討」が行われていないと「不作為」となり、文部科学省通達(平成28年3月29日付)に背反するのは明白であると言わざるを得ない。

オ 地方自治法では、住民に対して行政サービスを行うに際し、比例原則および平等原則を順守することが義務付けられており、本補助金制度は文科省監督下の公立学校および私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから比例原則および平等原則に違反するのは明確である。

カ 当該公金支出は地方自治法第2条12項に示す趣旨に反した違法な公金支出であることは明白であり、小池都知事の発言は、文科省通達に

適合したものである。足立区が主権侵害についてどのように考えているか有権者として強く関心を持っている。

(2) 措置請求

ア 不当な公金支出について適正な監査が行われること

イ 不当な公金支出について令和二年度より支出を停止すること

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金の支出」を監査対象とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局子ども家庭部子ども政策課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づく陳述は、令和元年10月15日に実施した。請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求のうち、「第1 請求の受付」、「4 請求の内容」、「(2) 措置請求」のアについては、平成30年度の補助金の支出は不当・違法な支出ではないと判断する。

イについては、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を満たしていないものとして却下とする。

以下、事実関係の確認、監査対象部局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件補助金に係る規定について

地方自治法第232条の2「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」の規定に基づき、足立区においては足立区外国人学校児童・生徒の保護者に対する負担軽減補助金交付要綱（平成4年施行、以下「交付要綱」という。）を制定し、交付要綱に基づき事務処理を行っている。

交付要綱の主な内容は次のとおりである。

ア 補助の目的（第1条）

外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者に対して補助金を交付することにより、その教育に係る経費の負担軽減を図る。

イ 用語の定義（第2条）

（ア）外国人学校

学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づき、認可を受けた各種学校のうち、外国人を対象として教育を行う学校で、かつ、同法で定める義務教育に相当する教育を行うもの

（イ）児童・生徒

外国人学校に在籍する者で、補助金の交付を受ける年度（以下「交付年度」という。）の4月1日以降足立区内に住所を有し、かつ、外国籍又は日本国籍を有するもの

（ウ）保護者

児童・生徒の両親（両親が死亡等により不存在のときは、その児童・生徒と生計を一にする監護・養育者）で、交付年度の4月1日以降足立区内に住所を有し、住民基本台帳に記載されているもの

ウ 補助の対象（第3条）

外国人学校の授業料を納入する義務を負う保護者（当該保護者又は当該保護者以外の保護者のうち少なくとも1人が外国籍の者であること。）で、当該授業料を納入したもの

エ 補助金の額等（第4条）

- （ア）補助金の額は、児童・生徒1人につき月額6,000円とする。ただし、外国人学校の授業料として納入した授業料の月額を限度とする。
- （イ）補助金は、前期分（4月～9月分）と、後期分（10月～翌年3月分）の2回に分けて交付する。

オ 補助金の交付申請（第5条）

補助金の交付を受けようとする保護者は、補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)及び在籍証明書(第2号様式又は第2号の2様式)を、区長に提出するものとする。

(2) 本件補助金の支出について

平成30年度は、児童及び生徒1名につき月額6,000円として、朝鮮学校に通う児童・生徒の保護者に対して合計9,810,000円を支出している。支出期間は平成30年11月1日から令和元年5月23日までである。令和2年度については、現時点では予算案は議会に上程されておらず、交付申請も行われていない。

## 2 監査対象部局の説明

### (1) 本補助金制度の設立の経緯と事業の概要について

「外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業」（以下「保護者負担軽減事業」という。）は、昭和60年、足立区議会第四回定例会において議会への請願が採択されたことを受けて、本来、義務教育の授業料は無償であるのに対し、外国人学校は有償であることから、保護者の負担軽減を目的に助成するという基本的考え方にに基づき、他区の状況や区財政の範囲、議会の採択内容の3点を考慮して、このような事業を構築したものである。

事業の概要は、交付要綱に基づき、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、その授業料の一部を補助することで、当該保護者の負担を軽減することを目的としている。補助金の額は、児童及び生徒1名につき月額6,000円とし、納入した授業料の月額を上限としている。朝鮮学校に通う児童・生徒の保護者に対して、平成30年度は9,810,000円を支給している。

### (2) 「東京都の小池百合子知事が過去、「北朝鮮拉致問題の解決を願う都民の集い」に知事として出席した際、「拉致問題（主権の侵害）などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない」旨の方針を公表しました」という点について

平成28年9月8日に、小池都知事が朝鮮学校への補助金支給停止の継続方針を示したことは承知しているが、東京都の私立外国人学校教育運営費補助金は朝鮮学校の運営費に対して支給されていたものであるのに対して、足立区の補助金は外国人学校に通う児童・生徒の保護者に対して負担軽減として支給するものであり、補助金の支給対象が異なる。

### (3) 「具体的に文部科学省は、文部科学大臣名で「通達」を平成28年3月29日に出しており、当該通達に従った「再検討」が各自治体に義務付けられています。従い、従前どおり、足立区が補助金を交付し続けるのであれば「再検討」が行なわれていないと「不作為」ということになり、当該文部科学省通達（平成28年3月29日付）に足立区が背反するのは明白であると言わざるを得ません」という点について

平成28年3月29日、文部科学省から東京都を通じて、朝鮮学校に係る補助金の公益性、教育振興上の効果等に関する十分な検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適切かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供の適切な実施についての通知があった。これを受け、区では区内の朝鮮学校の現場訪問を行うなど、実態を確認したうえで制度の検討を行った。

本区の保護者負担軽減事業は、義務教育に相当する期間、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、その授業料の一部を補助する

ことで、当該保護者の負担を軽減することを目的に交付しているものである。足立区在住の外国籍の区民及び外国籍を有する保護者の子どもの教育を受ける権利を保障する上で、公益性のある制度であると認識しており、地方自治法第232条の2の「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」との規定を考慮した上で、この事業を執行している。また、この補助を受けられることで、外国人学校に通わざるを得ない子どもたちが適切に教育を受けることができることから、教育上の効果がある事業であると認識している。

さらに、事業執行にあたっては交付要綱を制定し、要綱に沿った手続きを適正に行うとともに、必要な予算については、議会の議決を受けていることから補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行は十分に確保できていると考えている。足立区公式ホームページにおいても本事業を公開し、住民に対する情報提供も適切に行っている。以上のように国の通知に基づき検討を行った上で、平成28年度以降も補助金の交付を継続している。

- (4)「地方自治法では、住民に対して役務（行政サービス）を行なうに際し、比例原則および平等原則を順守することが義務付けられており、当該の足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金制度は日本の文科省監督下の公立学校および私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから、比例原則および平等原則に違反するのは明確と言えます。」という点について

この制度は、原則として無償である公立の小中学校と、有償である外国人学校との授業料の格差があることから保護者の負担軽減を図ること、使用言語や生活習慣等の違いから外国人学校に通わざるを得ない児童・生徒に対して義務教育相当の教育を受ける権利を保障することを目的として実施しており、一般的に外国人学校以外の私立学校については、その学校に通わざるを得ない特段の事情がないことから、平等原則に違反していない。また、比例原則とは行政の行為に、目的に照らして必要なものであること（必要性）と、目的と手段が相応していること（相応性）を要求する原則であり、保護者の負担軽減という目的を実現するためには補助金の交付が必要であり、児童・生徒1名につき納入した授業料の月額を上限として月額6,000円という金額も目的に相応しているものであるから比例原則には違反していない。

- (5) 今まで述べてきたとおり、保護者負担軽減事業の補助金支出は不当・違法な支出ではないので、令和2年度の公金支出を停止する考えはない。

### 3 判断理由

請求人の主張は、「第1 請求の受付」、「4 請求の内容」の「(1) 請求の要旨」のとおりであり、請求の内容は、「(2) 措置請求」のとおりと解される。

以下、このことについて判断する。

#### (1) 措置請求 ア 不当な公金支出について適正な監査が行われることについて

##### ア 「(1) 請求の要旨 ア」 本件補助金の支給について

本事業については、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者の負担軽減を目的に、昭和60年の足立区議会での請願の採択や、他区の状況等を考慮して、構築された事業である。支出関連の事案決定書を確認したところ、朝鮮学校に通学する児童・生徒の保護者に対して、平成30年度は9,810,000円を支給している。支出期間は、平成30年11月1日から出納整理期間中の令和元年5月23日までである。現在、特別区では、月額補助額は6,000円から11,000円と差はあるものの、保護者の負担軽減を目的として同様の補助金制度を他の22区も実施している。

##### イ 「(1) 請求の要旨 イ」 「東京都の小池百合子知事は、「拉致問題（主権の侵害）などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない」旨の方針を公表した」という点について

請求人は、東京都知事が朝鮮学校に公金を支出することはないとの方針を公表した事実を指摘している。しかしながら、東京都の私立外国人学校教育運営費補助金交付要綱を確認したところ、要綱の趣旨のひとつとして修学上の経済的負担の軽減が示されているものの、補助対象者は外国人学校の設置者であり、補助対象経費は教職員人件費等の学校運営費であった。これに対して、足立区の交付要綱が規定する補助対象者は、外国人学校に在籍する児童及び生徒の保護者であり、補助金の額等は月額6,000円で授業料として納入した金額を上限としている。東京都の補助金と本件補助金とは補助対象者及び補助対象経費が異なるものである。

##### ウ 「(1) 請求の要旨 エ」 「文部科学省は大臣名で通達を出しており、当該通達に従った「再検討」が各自治体に義務付けられている。従前どおり足立区が補助金を交付し続けるのであれば「再検討」が行われていないと「不作為」となり、文部科学省通達（平成28年3月29日付）に背反するのは明白であると言わざるを得ない」という点について 請求人は、文部科学大臣通達における検討が行われていないと通達に

背反すると主張する。しかしながら監査対象部局においては、当該通知を受け、朝鮮学校の現場訪問を行うなど、実態を確認したうえで本補助金交付についての検討を行った。なお、朝鮮学校の現場訪問は、平成28年度以降、4回に渡って継続して実施されていることを、監査対象部局より提出された訪問記録において確認した。

当該通知に基づく検討の結果、本補助金交付は、外国籍を有する保護者の子どもの教育を受ける権利を保障することや、外国人学校に通わざるを得ない子どもたちにとって教育上の効果があり、公益性のある事業であると監査対象部局は判断している。

本補助金交付を行うにあたっては、慎重にその必要性及び効果等について検討が行われており、補助事業費予算についても地方自治法第211条の規定に基づき議会の議決を受けていることから、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある」制度と判断することは、客観的に見ても不合理なものではない。

事業実施にあたっては交付要綱に沿った手続きを適正に行っていることが、本補助金交付に伴う事案決定書等の関係書類から確認することができる。さらに住民への情報提供の適切な実施については、足立区公式ホームページにおいて本補助金の支給について公開することで、広く周知を行っている。

補助金の公益性、教育振興上の効果等の検討とともに、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保及び補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供は適切に行われている。

したがって、文部科学大臣の通知に基づいた検討及び事業の執行が行われていると認められる。

エ 「(1) 請求の要旨 オ」 「地方自治法では、住民に対して行政サービスを行うに際し、比例原則および平等原則を順守することが義務付けられており、本補助金制度は文科省監督下の公立学校および私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから比例原則および平等原則に違反するのは明確である」という点について

請求人は、本補助金は日本の文部科学省監督下の公立学校および私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから比例原則および平等原則に違反すると主張する。

しかしながら、本補助金の目的は、原則として授業料が無償である公立学校とは異なり、有償である外国人学校に通う児童・生徒の保護者の教育に係る経費の負担軽減にあり、加えて、使用言語や生活習慣等が日本人と異なることなどの理由から有償である外国人学校に通わざるを得ない児童・生徒たちの義務教育相当の教育を受ける権利を保障するこ



とにある。よって授業料が無償である公立学校へ通う児童・生徒の保護者へ本補助金と同様に補助を行う余地がなく、そのことが平等原則に違反するとはいえない。

また、外国人学校以外の私立学校に通う児童・生徒の保護者に対して補助金を交付しないことについては、一般的に当該私立学校に通わざるを得ない特段の事情がないことから、公立学校に通学する児童・生徒の保護者へ補助金を交付しないことと同様に平等原則に違反するとはいえない。

なお、請求人は比例原則違反を主張しているが、保護者の負担軽減という目的実現の手段として保護者に交付している補助金は、児童・生徒1名につき月額授業料を上限として月額6,000円という金額であり、目的に相応したものといえることから比例原則違反とはいえない。

以上のことから、「第1 請求の受付」、「4 請求の内容」、「(2) 措置請求」のアの請求人の主張には理由がなく、本補助金9,810,000円の支出は不当・違法な支出ではないと判断する。

(2) 措置請求 イ 不当な公金支出について令和二年度より支出を停止することについて

措置請求の対象とする令和2年度の公金支出については、本請求時点では支出されていない。監査請求時点で行われていない財務会計上の行為が地方自治法第242条第4項の規定による監査の対象となるのは、同条第1項に規定する「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」に限られる。ここでいう「相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該財務会計上の行為に関わる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法又は不当になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当である（大分地裁平成11年9月20日判決、大阪地裁平成23年1月14日判決ほか）。

本件請求の対象とする補助金は、予算の範囲内で、補助金の交付を受けようとするものの申請に基づき交付されるものである（交付要綱第5条）。当該補助金については、補助金の交付を受けようとするものからの申請がなされた時点において、当該申請に係る補助金の交付が違法又は不当になされる可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体化するものと解される。しかしながら、令和2年度分以降の補助金については、議会において予算案も上程されておらず、補助金の交付申請も行われていないことから、当該補助金の支出がなされることが「相

当の確実さをもつて予測される場合」には該当せず、監査の対象とはならない。

以上のことから、「第1 請求の受付」、「4 請求の内容」、「(2) 措置請求」のイの請求人の主張については、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を満たしていないものと判断し、却下とする。

資料（足立区職員措置請求書）

足立区役所 御中  
監査委員 様

## 住民監査請求書

### 請求の要旨

以下、足立区の損害について、同区の近藤やよい区長に請求するものです。

現在、足立区は区役所「子ども政策課私立幼稚園係」を窓口として朝鮮学校を含む外国人学校（朝鮮学校など）の保護者に対して足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金を、別紙のとおり支給しています。

平成30年度 合計 9,810,000円

（朝鮮学校分のみで、他の外国人学校等は含まず）

（甲1号証－1～52）

（甲2号証）

東京都の小池百合子知事が過去、「北朝鮮拉致問題の解決を願う都民の集い」に知事として出席した際、「拉致問題（主権の侵害）などが解決されていない状況下で、朝鮮学校に公金を支出することはない」旨の方針を公表しました。

（甲3号証）

また、憲法94条や地方自治法14条1項では、条例は「法律の範囲内で」制定出来ると規定されています。当該法律には内閣の政令や省庁の規則も含まれるとされ、その「範囲を超える条例」は無効になる点については争いありません。

具体的に文部科学省は、文部科学大臣名で「通達」を平成28年3月29日に出しており、当該通達に従った「再検討」が各自治体に義務付けられています。

従い、従前どおり、足立区が補助金を交付し続けるのであれば「再検討」が行なわれていないと「不作為」ということになり、当該文部科学省通達（平成28年3月29日付）に足立区が背反するのは明白であると言わざるを得ません。

（甲4号証）

さらに地方自治法では、住民に対して役務（行政サービス）を行なうに際し、比例原則および平等原則を順守することが義務付けられており、当該の足立区外国人学校児童・生徒保護者負担軽減補助金制度は日本の文科省監督下の公立学校および私立学校に通学する児童の保護者には支給されていないことから、比例原則および平等原則に違反するのは明確と言えます。

根拠条文（地方自治法 第10条2項「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」）

従って、当該「公金支出」が「地方自治法 第2条12項」に示す趣旨に反した違法な公金支出であることは明白であると言えます。また、小池都知事の「主権侵害」に関連して公金を支出しない発言は文科省通達に適合したものであり、足立区が「主権侵害」について、どのように考えているのか、有権者として強く関心を持つ点でもありましょう。

従い、当該「公金支出」が、住民監査請求（242条）の対象となり、また監査委員は暫定的停止勧告（243条3項・8項）を、当該請求および文科省通達との整合性などを根拠に監査請求出来ることは明白です。

以上、上記に別紙書面を添え、不当な「公金支出」について適正な監査が行なわれるよう求めるとともに、来たる令和二年度より公金支出を停止するよう求めるものです。

請求者

区内法人

令和元年9月13日

（注）措置請求書本文については原文のまま掲載し事実証明書は省略した。